

福祉用具貸与・購入、住宅改修に係る事業所説明会

介護保険給付の趣旨～措置から利用者主体へ～

従前の制度は、市町村がサービスを決定(措置制度)し、医療や福祉が別々の制度となっていたが、介護保険制度は利用者が主体となり、多様な事業主体からサービスの種類や事業所等を選択し、医療や福祉サービスを総合的に利用可能とした要支援・要介護者の自立支援を趣旨としている。介護保険法第2条2項～3項における保険給付の趣旨にも合致しており、上記の観点に加え、心身の状況、家族関係、住環境等を基に、適切な福祉・医療サービスを評価していくことになる。

目的1：利用者がサービスを選択できるようなデータの公表

本市における種目ごとの福祉用具貸与・販売平均価格、工事種別ごとの平均価格、市場価格の公表

介護保険は利用者本位の制度であり、利用者の選択に基づき提供されるものであることから、利用者自らが事業者選択を可能とすることを目的としたデータを公表する。

【事業所に求める事】

(1) 理由書や見積記載方法等について透明化・統一化を図る

福祉用具貸与：同一品目コードの福祉用具でも、事業所によりレンタル価格に開きがある。

福祉用具販売：同一商品においても、事業所により販売価格に開きがある。

住宅改修：同一内容の改修においても、事業所により価格に開きがある。

見積記載方法の統一について周知しているが、不十分であり、利用者・家族が選択しづらいほか、保険者としても確認に多くの時間を要する。

目的2：自立支援により効果的な福祉用具貸与・購入、住宅改修内容の実現

主治医・PT等の専門的知見により必要と判断された福祉用具貸与・購入、住宅改修であると評価できる理由書作成、事前協議の実現

【事業所に求める事】

(1) 1人1人の状況に合わせた具体的課題の抽出

課題の解決方法として、当該サービスを選択した原点を整理する必要がある。

問題が発生した原因(既往歴・転倒歴)、状態がどう変化してきたか、現在の動作はどのようになっているか、現状が続くとどのようなリスクが考えられるか。問題の背景、現状、課題等を時系列で整理したうえで、これらが専門的知見により判断された内容か評価する必要がある。

(2) 理由書及び事前協議の際の情報連携について

理由書作成者以外の者による代理申請の場合、提出資料をチェックして疑義が生じた際、窓口にて回答が得られず確認作業に時間を要する場合がある。また、理由書作成者であるケアマネ(又は事業所)が疑義に対し回答できず、事業所(又はケアマ

ネ)に対し確認作業を行うなど、理由書作成者としての責務が果たされていない事例や両者が情報共有できていない事例が頻発している。利用者の今後の在宅生活の見通しを含め、生活実態全体を考慮する必要がある、初期段階の情報において実態と認識のズレがある場合、確認作業に時間を要することがあるため、窓口での確認作業において矛盾が生じないように、申請に際しては事前に情報共有する必要がある。

(3) 特定のサービスありきではなく、適切な対応の検討

福祉用具購入、貸与、住宅改修、他介護・医療・福祉サービス、社会的資源の中で適切な方法を検討する必要がある。また、配置換えなどの他の手段の検討や、現状での経過観察、施工方法見直し(嵩上げ≠コンクリート、フローリングの改修もある)段階的な導入の考慮をしたか。

(4) 他の介護・医療・福祉サービス等のつながりを含めたサービスの検討

サービスを個別的に見るのではなく、生活全体を含めて最適なサービスを検討する。サービス提供後のモニタリングも重要。

希望とニーズの違い

転倒しそうで怖い、不安⇒客観的な評価として、今の状態で必要と言える改修なのか。設置による意欲向上が見込めるか。

安全性の確認、他の解決方法の確認(配置換え、自費購入、福祉用具貸与、福祉用具購入)⇒改修後、形骸化している場合は支給が認められない場合あり。改修することが最終目標ではない。改修後の生活において、しっかり安全に使用できているか、実際はどのように生活が改善されているか(効果予測との誤差があるか)モニタリングを続けること。

⇒継続により、よりの確な効果予測を目指す！

目的 3 介護保険制度を利用した給付の意味の見直し

(1) 主目的には沿わない付加価値的な機能を持つ福祉用具や改修資材の選択

介護保険給付の主目的として位置づけられていない付加的な機能を有す高額な商品や資材に関しては、その選定理由の確認が必要。利用者の身体状況などにより必要性が判断されている場合は保険者と協議するものとし、単に、本人の希望といった理由のみでの使用は認められない。

(2) 保険給付を用いたサービスの利用における説明義務

介護保険は介護サービスの要不要にかかわらず、費用を負担する相互扶助の制度であることから、全て利用者の希望が通るというわけではない。サービスを利用するにあたっては、利用者の個別的なアセスメントに基づき、生活全体における課題が客観的かつ総合的に評価されていること、利用者の残存能力を活かした自立生活の実現を念頭に置いていること、医療や福祉、改修業者など各関係機関との連携を図ることにより、必要性の根拠を説明することが求められている。

※過去1年以内に実績があること等を条件とし、受領委任払い更新制度の導入を検討中。